

用瀬町ジゲおこし事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）第3条第2項の規定に基づき、用瀬町ジゲおこし事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、合併前の用瀬町の地域（以下「旧用瀬町地域」という。）において実施する用瀬町ジゲおこし事業に要する経費に対して補助することにより、当該地域の活性化、鳥取市の観光振興及びコミュニティの推進等に資することを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、用瀬町ジゲおこし実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、実行委員会が用瀬町ジゲおこし事業として実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 地域の自然を活かした事業
- (2) 地域の施設等を活用した事業
- (3) その他地域の活性化に資する事業

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条各号に掲げる事業の実施に要する経費及び当該事業の実施に係る実行委員会の会議費とする。ただし、食料費は、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金の額は、前条の補助対象事業経費から当該事業に係る収入を除いた額（本補助金を除き、参加費、補助金、負担金その他収入などの特定財源により充当される額を除く。）に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。